

入札公告

和歌山県警察デジタルサイネージ設置事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6第1項及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第100条の規定に基づき公告する。

令和5年9月14日

和歌山県警察本部長 山崎洋平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業名

和歌山県警察デジタルサイネージ設置事業

(2) 事業場所

ア 和歌山市西1番地 交通センター

イ 田辺市上の山一丁目2番5号 田辺運転免許センター

ウ 新宮市三輪崎1148番地の4 新宮運転免許センター

(3) 契約期間

令和5年10月18日（予定）から令和11年1月31日まで。ただし、設置期間については、令和6年2月中に、行政財産の使用許可（和歌山県公有財産事務規程（平成10年訓令第1号）の規定による行政財産の使用許可を言う。）を受け、使用を開始した日（広告の開始日ではなく、設置に係る準備を開始した日）から令和11年1月31日まで

(4) 事業内容

和歌山県警察デジタルサイネージ設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の
とおり

2 入札参加資格要件

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号及び第2項各号に該当しない者であること。

(2) 自己又は自社の役員等（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している者（個人である者に限る。））又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33

条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (6) 国税、都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (8) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (9) 国、地方公共団体その他公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検、若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (10) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (11) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (12) (10)又は(11)のいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者でないこと。

3 募集要項を交付する場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

令和5年9月14日（木）から令和5年9月29日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

(3) 入札に対する質問の受付

入札について質問がある者は、令和5年9月14日（木）から令和5年9月27日（水）までの間において、会計課に対して所定の書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

その他質問の方法等については、募集要項のとおり。

4 応募申込書類の提出場所及び提出期間

この一般競争入札に参加しようとする者は、入札の事前において、所定の応募申込書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

その他手続等については、募集要項のとおり。

(1) 応募申込書類を提出する場所

3の(1)に同じ。

(2) 応募申込書類の提出期間

3の(2)に同じ。

5 入開札の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部県庁別館1階 会議室8

- (2) 日時
令和5年10月13日（金） 午前10時

6 入札方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記載して行うこと。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号）、事業名及び入札年月日を表示すること。
- (4) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び応募資格確認通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和5年10月12日（木）午後5時までに、会計課へ必着させること。
- (5) その他入札方法の細目については、募集要項のとおり。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び財務規則第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びに募集要項に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者の行った入札は、無効とする。

9 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、募集要項に記載するとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札者が談合し、若しくは不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 財務規則第102条の規定により定めた予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合

において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、5に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

11 契約書の要否

要

12 その他

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120